

令和9年度青森県立保健大学入学者選抜（学校推薦型選抜）に係る変更について

（予告：第2報）

令和9年度青森県立保健大学入学者選抜（令和8年度実施）を次ページのとおり変更する予定です。お知らせいたします。

なお、この他の変更内容については、随時、本学ホームページ等で公表する予定です。

今般の大学入学者選抜（学校推薦型選抜）に係る変更に伴い、より多くの皆さんにチャレンジしていただけるよう、出願資格の評定平均値を「4.0」から「3.8」に引き下げます。

なお、本学のアドミッション・ポリシーに合致した資質を有しているかを確認するために、「総合問題」を新たに導入します。これにより、さまざまな可能性を持つ皆さんに広く門戸を開き、公平な選抜を行います。

「総合問題」の概要は「令和9年度青森県立保健大学入学者選抜（学校推薦型選抜）に係る変更について（予告：第1報）」でお知らせしております。詳しい情報は、大学のホームページでご確認ください。

1 出願資格（学校推薦型選抜）

出願資格を以下のとおり変更します。

○ 現行（令和7年度入学者選抜）

出願資格	次の(1)～(3)（地域定着枠（キャリア形成支援枠）は(1)～(5)）のいずれにも該当し、高等学校等の長が責任を持って推薦できる者としします。 (1) 高等学校等を令和7年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、又は学期の区分に従い、高等学校等の卒業を認められる者を含む。） (2) 合格した場合には、必ず入学することを確約できる者 (3) 調査書の「全体の学習成績の状況」が 4.0 以上である者 (4) 本学ホームページに掲載する「地域定着枠（キャリア形成支援枠）説明動画」を視聴し、正確に理解した上で、「地域定着枠（キャリア形成支援枠）理解度チェックシート」を提出する者 (5) 将来、青森県内の看護職として従事しようとする強い意志を持ち、入学後に、本人の意向を確認し、作成される「キャリアサポートプログラム」に参加し、卒業後、一定期間、同プログラムに定める医療機関等において看護職として従事することを出願時に確約書として提出できる者
------	--



○ 変更後（令和9年度入学者選抜）

出願資格	次の(1)～(3)（キャリア形成支援枠は(1)～(5)）のいずれにも該当し、高等学校等の長が責任を持って推薦できる者としします。 (1) 高等学校等を令和9年3月卒業見込みの者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第3項の規定により、学年の途中において、又は学期の区分に従い、高等学校等の卒業を認められる者を含む。） (2) 合格した場合には、必ず入学することを確約できる者 (3) 調査書の「全体の学習成績の状況」が 3.8 以上である者 (4) 本学ホームページに掲載する「地域定着枠（キャリア形成支援枠）説明動画」を視聴し、正確に理解した上で、「地域定着枠（キャリア形成支援枠）理解度チェックシート」を提出する者 (5) 将来、青森県内の看護職として従事しようとする強い意志を持ち、入学後に、本人の意向を確認し、作成される「キャリアサポートプログラム」に参加し、卒業後、一定期間、同プログラムに定める医療機関等において看護職として従事することを出願時に確約書として提出できる者
------	---

以 上